２０１９年３月１日

役員候補者選出に関する「公示」

（一社）岩手県社会福祉士会

選挙管理委員会

以下のとおり、一般社団法人岩手県社会福祉士会の役員候補者選出を行いますので公示します。

１．選出する役員候補者区分及び人数

理　事　２３人

【内　訳】

（１）ブロック選出理事　９人

　　　　二戸ブロック　　１人

　　　　久慈ブロック　　１人

　　　　盛岡ブロック　　２人

　　　　中部ブロック　　１人

　　　　胆江ブロック　　１人

　　　　両盤ブロック　　１人

　　　　沿岸ブロック　　１人

　　　　気仙ブロック　　１人

（２）全県選出理事　　１４人

２．選出する役員（理事）の任期

２０１９年５月の総会日から２０２１年５月の総会日まで

３．選出方法

（１）ブロック選出理事

ブロック内会員による合議によって候補者を選出し、ブロック選出理事立候補者名簿の中から総会において、出席者の投票によって選任する。

（２）全県選出理事

全県選出理事立候補者名簿の中から総会において、出席者の投票によって選任する。

定数を上回る場合は過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に選任する。

定数内の場合でも候補者ごとに決議をおこなう。

４．立候補の受付

●立候補受付期間

２０１９年３月１3日（水）～４月6日（土）

郵送によることとし、締め切り日の消印を有効とする。

●受付先

〒０２０－０８０１　岩手県盛岡市浅岸３－２３－５０　浅岸和敬荘内

一般社団法人岩手県社会福祉士会　選挙管理委員会

５．立候補者の要件

（１）立候補者は、正会員であることを要する。（規則第６条）

（２）立候補者は、正会員３人による推薦があることを要する。（規則第６条第２項）

６．立候補の方法

●立候補者に必要な書式（「（一社）岩手県社会福祉士会役員立候補届」および「（一社）岩手県社会福祉士会役員立候補者推薦書」）は本会事務局ホームページからダウンロードして使用すること。

●立候補は「（一社）岩手県社会福祉士会役員立候補届」および「（一社）岩手県社会福祉士会役員立候補者推薦書」（３人分）をあわせて提出（郵送）することにより行う。

●封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きすること。

７．禁止事項

（１）推薦者が推薦できる立候補者は１人に限られる（規則第６条第２項２）

（２）推薦者は立候補できない。（規則第６条第２項３）

（３）選挙管理委員は立候補できない。また、立候補者を推薦できない。（規則第８条第３項）

８．役員候補者名簿の公示

◯選挙管理委員会は、役員立候補者名簿（ブロック選出理事、全県選出理事）を作成し、全会員に送付（公示）、総会において選任を行う。

◯監事は、規則により理事会において指名し、総会において選任を行う。

９．留意事項

◯立候補者の氏名、性別、年齢、所属ブロック名、主な活動歴、立候補の理由・抱負・当会において取り組みたい事項及び推薦者の氏名、所属ブロック名については、本会ホームページにおいて公開します。

◯立候補届の提出は、郵送によるものとします。ＦＡＸ・宅急便・Ｅメールや直接持ち込みは、

規則上受け付けされませんので、十分ご注意ください。

◯立候補届と推薦書３通は、必ず一括して発送してください。

◯立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や届出書類に不備または虚偽が発見された場合には、立候補は認められないので十分にご注意ください。

以上